

Master'sONE モバイル端末あんしんサービス
[マスターズ・ワン モバイル端末あんしんサービス]

利 用 規 約

2011.10.7

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます)は、Master'sONE モバイル端末あんしんサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約を遵守することを条件として利用契約(以下、「本契約」といいます。)を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、Master'sONE モバイル端末あんしんサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 契約者は本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

3. 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 本規約の変更にあたっては、当社は公式ホームページ(<http://www.mastersone.jp>)によるほか当社が別に定める方法により通知します。

第3条（用語の定義）

別紙1の通りとします。

第4条（サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内とします。

第5条（サービス終了）

当社は、当社の都合により、本サービスの全体、または一部を終了することがあります。

2. 本サービスの全体、または一部を終了する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。

3. 本サービスの全体、または一部の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第2章 サービス内容

第6条（サービス内容）

当社は、契約者が予め登録したモバイル端末機(以下、「端末機」といいます。)本体に生じた盗難または、契約者の故意または過失によらない事故により破損した損害に伴い、契約者が盗難にあった端末機の代替品の購入や、

破損による修理費用負担に対してモバイル端末機回復支援金(以下、「支援金」といいます。)を支払います。ただし、第19条(支援金を支払わない場合)に該当する場合を除きます。

第7条 (サービス申込制限)

当社は、契約者が Master' sONE サービスの利用契約を締結している場合に限り、本サービスを提供いたします。

第8条 (支援金の支払額)

当社が支払う支援金の支払額は次のとおりです。

盗難事故の場合	5万円／1台
破損事故の場合	最大3万円／1台 ただし、修理金額限度

第9条 (サービスの対象となる端末機)

本サービスの対象となる端末機は(以下、「対象端末」といいます。)、携帯電話(一般的なサイズのスマートフォン含む)を除くタブレット型端末機およびノートパソコン本体とします。

2. 対象端末は、契約者が所有する、製造元、製造番号等が確認できるものに限り、なお、これらの情報はサービス申込時に当社に書面にて通知するものとします。
3. 対象端末か否かは申込時に当社が確認を行なうものとします。
4. 本サービス申込時に所在を把握されており、破損等なく、正常に稼動しているものとします。

第10条 (本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、第15条(契約申込の承諾)第1項に定める利用開始日を起算日(ただし、契約者が新規で Master' sONE サービスの契約を行う場合、本サービスの提供開始日は Master' sONE サービスの利用開始日と同日とします)として1年間とし、当社または契約者から本サービスの終了の申し出がない限り、1年間自動的に更新されるものとします(以下、これら1年間についてそれぞれ「1提供期間」といいます)。

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供期間は、第5条(サービス終了)、第24条(契約者が行う本契約の解除)または第25条(当社が行う本契約の解除)により、期間の満了を待たずに終了する場合があります。

第11条 (利用回数の制限)

契約者は、前条に定める本サービスの1提供期間(1年間)に2回まで支援金の支払いを受けられるものとします。

第12条 (最低利用期間)

本契約の最低利用期間は第15条 (契約申込の承諾)第1項に定める利用開始日から起算します。

2. 本契約の最低利用期間は、1年間とします。
3. 契約者は、最低利用期間内に本契約を解除した場合、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する月額費用に相当する額を一括で支払うものとします。

第13条（端末管理者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめモバイル端末管理者1名（以下、「端末管理者」といいます。）を選任するものとします。

2. 契約者は、当該端末管理者を通じてのみ、契約内容の変更等、登録情報の変更、登録端末機の変更及び支援金請求その他、当社への手続を行なうことができるものとします。

第3章 申込および承諾等

第14条（契約申込の方法）

本サービスの利用の申込をするときは、本規約を承諾のうえ、サービスの内容について必要な事項を記載した当社所定の契約申込書の提出を要します。

2. 前項の契約申込においては、別に当社が定める本人確認書類等の提出を要することがあります。

3. 契約申込書その他当社に提出された書類に、個人情報に記載する場合には、本人に当社に個人情報を提供することについて、同意を得た上で記載するものとします。

4. 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

5. 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることがあります。

6. 契約者は、契約時に当社の指定する申込書に対象端末の情報を正確に記入した上で申し込むものとします。

7. 契約者は、契約時に、対象端末の端末管理者の連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）を届け出るものとします。

第15条（契約申込の承諾）

当社が本契約について利用の申込を承諾した場合、利用開始日を記載した文書等により通知します。本契約の成立日は、この文書等に記載された日とします。契約期間は第10条（本サービスの提供期間）に準じるものとします。

2. 契約申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合は、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込時点で本サービスの提供、または、対象端末が申込時点で正常稼動が著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申込みをした者が本サービス、または、当社の提供するその他のサービスの料金、または、手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。

- (3)本サービスの申し込みをしたものが、第26条（提供停止）第1項各号のいずれかに現に該当し、または該当するおそれがあるとき、もしくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (4)契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (5)本サービスの申し込みをした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (6)申込者が未成年であって、保護者の同意を得ていないとき。
 - (7)本サービスの対象となりうる端末機器であっても、それがリース契約、レンタル契約等により利用されているとき。
 - (8)前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (9)契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
4. 当社が申込を承諾しない場合は、当社は申込者に対し書面、または、その他の方法でその旨を通知します。

第4章 支援金請求手続

第16条（支援金請求条件）

支援金を請求する事由が発生した場合、契約者は、事由発生から1ヶ月以内に当社所定の支援金申請書および資料を当社に送付するものとします。

- 2. 支援金を請求することができる場合は、盗難または破損事故発生の年月日が第10条（本サービスの提供期間）で規定された本サービスの提供期間内であることとします。
- 3. 契約者は、第10条（本サービスの提供期間）で規定された本サービスの1提供期間内（1年間）に、2回を超えて、支援金の支払いを受けることはできないものとします。
- 4. 盗難事故の場合、支援金請求の申請には、盗難事故発生日、発生場所、対象端末の製造番号等が記載された警察への被害届と、届出日、届出警察署、電話番号、届出受理番号、届出人名（契約者との関係）が確認できるものを提出していただくものとします。なお、遺失物扱いとなった場合には支援金を支払いません。
- 5. 破損事故の場合、支援金請求の申請には、対象端末の製造番号が記載された修理見積り書、あるいは修理代金の請求書、修理代金の領収書及び損傷箇所が判別できる写真または映像を提出していただくものとします。ただし、これらの書面の発行年月日が本サービスの提供期間内であるものとします。
- 6. 第5項について疑義が発生した場合は、当社指定の業者に修理見積りを依頼する場合があります、当社が認める修理代金相当額のみ支払いをするものとします。また、第5項に定める書類等の提出がない場合には支援金を支払いません。
- 7. データの復元作業（Raid 環境復元、初期インストール、ソフトウェアの復元）に関わるものに対する支援金の支払いは行わないものとします。

第17条（支援金申請の審査）

当社は契約者から提出された支援金申請書と資料を元に登録端末機か否か、申請に必要な書類に不備がないかを審査の上、支援金額を決定し通知します。ただし、提出資料に不備があった場合、再度、資料の提出を求めることができるものとします。

- 2. 本規約に関わる内容について、当社と契約者の間で見解の相違が生じた場合は、当社は中立的な第三者の意見を求めることができるものとします。

第18条（支援金の支払い方法）

契約者への支援金は、当社が、支援金額を契約者に通知後、30日以内に契約者指定の口座に振込みます。

第19条（支援金を支払わない場合）

当社は、第16条（支援金請求条件）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、支援金を支払わないものとします。

- (1) 登録端末機でない場合、あるいはそれが確認できない場合。
- (2) 請求申請をおこなう契約者あるいは契約者の端末管理者の本人確認ができない場合。
- (3) 支援金請求に際し、登録端末機がリース品またはレンタル品等と判明した場合
- (4) 対象端末情報に虚偽があった場合
- (5) 国外での盗難事故、破損事故で生じた損害。
- (6) 契約者またはこれらの者の法定代理人の故意の破損もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (7) 登録端末機に改造(分解改造、部品の交換)を施した場合、改造に着手した後に生じた損害
- (8) 登録端末機に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (9) 外来の事故に直接起因しない登録端末機の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
- (10) 直接であると間接であるとを問わず、登録端末機の欠陥によって生じた損害
- (11) 直接であると間接であるとを問わず、登録端末機の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、鼠喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- (12) 詐欺または横領によって生じた損害
- (13) 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除きます。
- (14) 紛失または置き忘れによって生じた損害
- (15) 契約者が、登録端末機を廃棄または第三者に譲渡した場合。
- (16) 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵の吹込みや雨漏り等によって生じた損害
- (17) 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害
- (18) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- (19) 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (20) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に伴って生じた損害
- (21) (20)に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害
- (22) 第26条(提供停止)に基づく、本サービスの提供停止期間中の対象端末の盗難、破損、及び支援金の申請
- (23) 登録端末機の使用を許された者、もしくは端末管理者、または契約者が個人の場合において、これらの者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- (24) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、登録端末機の機能に直接関係のない外形上の損傷
- (25) 契約者の従業員等が、単独または第三者と共謀して行なった盗取その他不誠実行為によって生じた損害

(26) 自力救済行為等により生じた損害

(27) その他、本規約に違反する行為または事実が発覚した場合

第5章 契約内容の変更等

第20条（契約事項の変更）

本契約および本サービス契約の契約事項は次の場合を除いて変更できないものとします。

(1) 対象端末情報の変更

(2) 料金等の請求先の変更

(3) 端末管理者、住所、連絡先

(3) 当社が、当社所定の申込書提出により変更可能と規定した内容の変更

2. 契約者が契約事項の変更を行う場合は、あらかじめ当社所定の書面及び第9条第2項に定める保証書、領収書等の写しを添付して当社に請求できるものとします。

3. 当社は、前項の申出を承諾した場合は、契約者に対し当該申出内容について書面その他の方法で通知します。

4. 当社は、第2項の請求があった場合において、その申出を承諾することが困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その申出を承諾しないことがあります。その場合、第15条（契約申込の承諾）第3項各号を準用します。当社が申し込みを承諾しない場合は、その理由を契約者に通知します。

5. 第1項の変更については、当社は申し込み受付および適用を適宜行います。

6. 契約者は、登録端末機を廃棄または譲渡した場合、速やかに当社に通知を行うものとします。

7. 本サービスの提供期間中に登録端末機を変更した場合も、本サービスの提供期間および支援金の支払い回数は通算されるものとします。

第21条（契約者の登録情報等の変更）

契約者は、当社に登録している情報（対象端末情報、氏名、住所、連絡先、支払い口座等）に変更があった場合、そのことをすみやかに当社に届け出ることとします。

2. 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。

3. 本条は、対象端末が契約者の所有でなくなり、対象端末が本サービスの対象外となった場合にも準用します。この場合、当社に届け出るまでの期間は、本サービスの支払い義務が存続するものとして取り扱います。

4. 対象端末が契約者の所有でなくなったとして、当社に届出を行った場合でも、その届出が最低利用期間内に行われた場合は、本規約第30条により残存期間内の料金を支払うものとします。

第22条（契約者の地位の譲渡制限）

契約者は、本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下、「譲受者」といいます。）とともに当社に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。
3. 当社が、契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。
4. 当社が、契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
5. 当社は、譲受者が第15条第3項に該当する場合もしくは本契約が第26条第1項該当し、提供停止となっている場合には、契約譲渡を承諾しない場合があります。
6. 本契約から生じる契約上の地位を、本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第23条（契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡した場合は、本契約は自動的に解除され、契約者の地位は相続されないものとします。

2. 契約者である法人が合併し契約者の地位の承継があった場合は、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人に書面により通知の上、本契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を通知後1ヶ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は本契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の債務を承継したものとします。この場合には、第22条（契約者の地位の譲渡制限）の規定は適用しません。

第5章 契約の解除

第24条（契約者が行う本サービスの解除）

契約者は、本契約を解除するときは、当社に対し、解除の日の1ヶ月前までにその旨を書面で通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

2. 本契約の解約は、契約者の解約申込書が当社に届いた日の24時をもって成立することとします。

本サービスの解約申込が、月の途中で行われた場合であっても、契約者は当該月分の費用を支払うものとし、日割り計算は行ないません。

3. 本契約の解約と、Master'sONE サービスの解約を同時に行う場合については、Master'sONE 利用規約の第18条第4項（契約者が行う本契約の解除）に定めるところの、契約者がネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を返還した日もしくは違約金を支払った日、または当社が通信機器の所有権を放棄した日の24時をもって成立することとします。

第25条（当社が行う本契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 第26条（提供停止）第1項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第26条（提供停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (3) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、若しくは破産手続きの開始を申し立てられまたは申し立てたとき。
 - (5) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止若しくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (6) 3号のほか、契約者の財産状態が悪化し、料金の支払いが滞ると予想される合理的理由のあるとき。
 - (7) 第5条（サービス終了）に基づき、当社が、本サービス全体、または一部の提供を終了するとき。
2. 当社は、前項の規定により本契約または本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、その旨を通知します。
3. 第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、本契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第26条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号（以下「停止条件」という。）に該当するときは、本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本規約上の規定に違反したとき。
 - (3) 違法に、または、明らかに公序良俗に反する態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
 - (4) 当社が提供するサービスを直接、または、間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
 - (5) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (6) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
 - (7) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為を行ったとき。
2. 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当するかぎり継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止解除の措置を行います。なお、停止解除には、数日要する場合があることを契約者は、承諾するものとします。
3. 当社は、前項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当

社または第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することがあります。

第7章 契約者の禁止行為

第27条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1)法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2)当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3)犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4)虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5)当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (6)本規約に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (7)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第26条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第7章 料金等

第28条（料金等）

当社が提供する本サービスに関する料金は、対象端末1台あたり月額315円（消費税等相当額を含む）とします。

第29条（月額費用等の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて当社が定める利用開始日から起算して、本サービスの解除等があった日の前日までの期間（当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1日。）について第30条に定める額の合計を支払う義務を負います。

2. 本サービスの料金の算出については、第26条（提供停止）の規定により、本サービスの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第30条（料金の調定）

契約者が最低利用期間を経過する日より前に本契約を解除した場合は、または、契約者の責に帰すべき事由により、当社が本契約を解除した場合、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービス契約に係る料金の全額を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

第31条（料金の計算方法）

本サービスにおいて、当社は契約者に対し、第28条および第29条に規定する月額費用について、当社による特別な指定がない限り、次の通りとします。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額費用を請求することとします。
- (2) 契約解除日が、第12条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合、当該月分について月額費用を請求することとします。

第32条（料金の支払い方法）

契約者は、本サービスの料金等を申込時の契約者の申請により、当社が承諾した口座振替及び銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。なお、支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第33条（割増金）

契約者が料金等の支払いを不当に免れた場合は、当該契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

第34条（延滞利息）

契約者が料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払がない場合は、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第35条（割増金等の支払方法）

第33条（割増金）、および、第34条（延滞利息）の支払いについては、契約者は当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第36条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第37条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行な

う会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第8章 損害賠償

第38条（免責）

当社は、本サービスの利用に起因する契約者あるいは第三者の損害（契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない。）には一切の法的責任を負わないものとします。

2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、第1項の規定は適用しません。この場合、支援金の額を限度として賠償を行いません。

第39条（損害賠償請求）

本契約第27条（禁止行為）、第40条（守秘義務）への違反の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、本契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第9章 雑則

第40条（守秘義務）

契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合。
- (7) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

第41条（残存条項）

守秘義務については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第42条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第43条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条（お客さま情報の保護）

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3. 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）および本サービスを提供する上で必要となる当社の委託先への情報公開を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

附則

この利用規約は、平成23年10月7日から実施します。